

【申請者の方へ】 申請書類提出に関する依頼事項・注意事項

1. 給付金支給申請書（様式第1号）作成上の注意

「未来へつなぐ修学応援給付金支給申請書記入例」を必ず参照してください。

記入にあたり鉛筆や消せるボールペン、修正テープ、修正液は使用しないでください。誤りを修正する場合は、二重線を引き訂正印押印のうえ、書き直してください。

(1) 「生計を同じくする者」について

「生計を同じくする者」とは、世帯分離をしていますが、生計を共にする全ての方になります。住民票上住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係にないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料となります。本人を含め世帯全員分について漏れがないように記入してください。

※ 詳細については、児童扶養手当支給条件の「生計を同じくする」基準とします。

○同一生計とする場合

・同居している方：

年金収入等がある祖父母や給与所得等がある兄弟姉妹についても、同居していれば「生計を同じくする者」に含む。別居していても、生活に一体性が認められれば同一生計となります。

・進学や単身赴任により別居しているが、送金等により生計を共にしている方：

自宅外通勤の学生等、主たる生計維持者の送金が生活の大部分をしめている場合

○同一生計としない場合

・二世帯住宅等で食費・水道光熱費・住宅費等を含め、生計が分かれている方

・別居していて、生計を共にしない方：

離婚・別居している者からの送金があるが、それが生活費の大部分を占めない場合も含む。

・同一生計としない客観的な証明

- ① 税法上の扶養親族
- ② 住民票の分離
- ③ 公共料金
- ④ 生活の共用部分
- ⑤ 健康保険の扶養
- ⑥ 家賃の第三者を介した契約

2. その他

- ◎ 提出された書類は、原則として返却しません。支給対象者決定事務のみに使用します。
- ◎ 提出された書類に不備・不足がある場合は、吉野川市から状況を確認したり書類の再提出を求めることがあります。選考に必要な書類が提出されない場合は選考対象外となり不決定となります。
- ◎ 偽り等、不正な手段で未来へつなぐ修学応援給付金支給対象者の決定を受けたり、給付要件のいずれかを欠くことがあれば、その決定を取り消すことがあります。
- ◎ 在学している学校等に状況の虚偽がないか、確認をさせていただく場合があります。
- ◎ 既に給付金を支給していても、虚偽の申請や不正行為、また給付要件に欠くことがあった場合、支給決定の全部又は一部を返還してもらう場合もあります。